

小林市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

小林市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年小林市条例第199号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号アを次のように改める。

ア 入居者が身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者である場合 214,000円

第6条第1項第2号イ中「令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。